

平成31年第2回市議会（臨時会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その1）

目 次

頁

報告第 5 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について…………… 3

報告第 6 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について…………… 7

平成31年第2回市議会（臨時会）に次の案件を提出する。

平成31年4月26日

堺市長 竹山修身

報告第 5 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

報告第 6 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 22 号

損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成 31 年 4 月 10 日

堺市長 竹 山 修 身

〔専決する理由〕

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

平井中学校における野球部活動中の事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

- 1 損害賠償の額 金 24,067,940 円
- 2 損害賠償の相手方 堺市中区 * * * * *
 * * * * *

(専決第 22 号説明資料)

損害賠償の額の決定について

平成 25 年 7 月 18 日 (木) 午後 4 時ごろ、堺市立平井中学校の部活動外部指導者が、相手方生徒に対して安全配慮が不十分な指導の結果、右目部を負傷させたものである。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金 24,067,940 円で合意に至ったものである。

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
14	31.2.25	673,555	堺市堺区***** ***** ***** ***	*****	平成30年9月1日(土)午前7時ごろ、堺市堺区協和町1丁40番地1協和町西店舗B棟1号室の周囲の雨水排水処理が悪く、雨水が流入。被害者所有の家財に損害を与えたもの。

(土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
17	31.3.7	82,673	大阪市住吉区*** *****	*****	平成30年10月15日(月)午前9時ごろ、堺市北区常磐町2丁地先において、相手方の車両が府道大阪高石線(新)を走行中、中央分離帯の縁石の隙間に生えていた灌木で車両を損傷させたもの。
23	31.4.11	135,104	堺市中区土塔町 3347	さ かい 交 通 有 限 会 社 代 表 取 締 役 古 知 愛 一 郎	平成30年10月27日(土)午前0時25分ごろ、堺市西区浜寺石津町東3丁2地先において、相手方のタクシーが市道東湊浜寺石津線を走行中、中央分離帯のフェンスが車道に張り出しており、車両を損傷させたもの。

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
13	31.2.13	200,000	堺市南区***** *****	*****	平成 30 年 11 月 1 日 (木) 午前 10 時 45 分ごろ、堺市南区別所 1396 番 1 地先の普通河川二又川護岸天端に自生している樹木について、隣接民地の支障となっていたため伐倒作業中、樹木の重心が民家側にかかり、相手方所有の民家の屋根に倒れこみ、樋及び視聴アンテナ並びに天井クロスを破損させたもの。
16	31.3.7	52,087	堺市東区***** *****	*****	平成 30 年 12 月 8 日 (土) 午前 11 時 10 分ごろ、堺市美原区黒山 417-2 番地先において、相手方が市道黒山 37 号線を自転車で走行中、車道を横切る水路のグレーチングの隙間に前輪がはまり、転倒して負傷し、自転車を損傷させたもの。
15	31.3.7	3,536	堺市堺区***** *****	*****	平成 30 年 12 月 21 日 (金) 午前 1 時 15 分ごろ、堺市堺区戎之町西 1 丁 27 地先において、相手方が市道大道筋の歩道を自転車で走行中、植樹樹と切り株の間の窪みに自転車がはまり、前輪と後輪のタイヤを損傷させたもの。
21	31.3.26	40,517	堺市南区***** *****	*****	平成 31 年 1 月 11 日 (金) 午前 9 時 30 分ごろ、堺市南区竹城台 2 丁 1 番地先にて、相手方が市道竹城台 23 号線の歩道を歩行中、植樹帯の窪みで足をつまずいて転倒し、左足首を負傷したもの。

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
25	31.4.11	104,976	堺市西区上 99 番地	ヤマト運輸 株式会社 堺菱木支店 支店長 曾 我 昭	平成 31 年 2 月 10 日(日)午後 4 時 30 分ごろ、相手方のトラ ックが市道赤坂台 7 号線を走行 中、車道にはみ出した街路樹の 枝に接触してトラックの荷台 を破損させたもの。

(公園緑地部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
20	31.3.20	142,000	大阪府富田林市** *****	*****	平成 31 年 1 月 21 日(月)午後 2 時 50 分ごろ、堺市中区深井 清水町 3823 番地先において、 原池公園事務所職員が本市車 両にて信号停車した際、荷台の 確認のため、サイドブレーキを かけず、ニュートラルギアのま ま降車したところ、車両が前進 し、前方に停車中の相手方車両 に追突し、損傷させたもの。

(美原区役所)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
24	31.4.11	64,356	堺市西区***** *****	*****	平成 31 年 3 月 5 日(火)午後 0 時ごろ、堺市堺区南瓦町 3-1 堺市役所本庁舎敷地内におい て、美原区自治推進課職員が本 市車両を発進させた際、右隣に 駐車していた相手方車両に接 触し、損傷させたもの。

2 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
26	31.4.17	訴えの提起に ついて	堺市堺区 **** *堺市営 **** *の住宅明渡し及び住宅使用 料相当損害金	堺市堺区 *** ***** 堺市営 **** *****	***** *****
18	31.3.14	訴えの提起に ついて	堺市堺区 **** 堺市営 **** ***の住宅明渡し及び住宅 使用料相当損害金	堺市堺区 *** *****堺 市営 **** *****	***** *****
19	31.3.14	訴えの提起に ついて	堺市堺区 **** 堺市営 **** ***の住宅明渡し及び住宅 使用料 960,220 円並びに住宅 使用料相当損害金	堺市堺区 *** *****堺 市営 **** *****	*****

及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金24,416円及び名義人死亡日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡し等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、平成30年11月25日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 金24,416円及び明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の明渡しを求める。 (2) 名義人死亡日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡し等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、平成28年12月30日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金960,220円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡し等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料960,220円及び明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。

**平成31年第2回市議会（臨時会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その1）**

平成31年4月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号

1-B2-19-0091